

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年1月25日（令和6年（行情）諮問第79号）

答申日：令和6年9月6日（令和6年度（行情）答申第354号）

事件名：特定の開示決定等に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月23日付け防官文第21900号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示

請求の手段の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(2) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（7）紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

（8）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

（9）複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和5年10月23日付け防官文第21900号により、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

（2）審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) 審査請求人は、「複製媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年1月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年2月5日 | 審議 |
| ④ 同年7月29日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年8月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分

の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、開示請求文言に「防官文第13218号(2023.5.23一本本B352)にかかる決裁関連文書」と記載されていたことから、上記「本本B352」の開示請求(以下「別件開示請求」という。)に係る開示・不開示の通知書(以下「開示決定等通知書」という。)の決裁関連文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 開示決定等通知書の決裁は、電子決裁システムにより行っていることから、本件対象文書は、電磁的記録のみを保有している。

ウ 本件審査請求を受け、念のため電子決裁システム内のデータを確認したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、開示決定等通知書の決裁は、電子決裁システムにより行っていることから、本件対象文書の紙媒体は保有していない旨の諮問庁の上記第3の3(6)及び上記(1)イの説明に不自然、不合理な点は認められず、上記(1)ウの探索状況を踏まえると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 職員の氏名等について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分には、別件開示請求に係る開示決定等通知書の決裁案件についての起案者及び決裁者等の氏名及び職名等が記載されていると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 上記イを踏まえ検討すると、別表の番号1に掲げる不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、

防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別紙の3に掲げる部分には、決裁者等の処理の状況が記載されており、当該部分は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるが、公務員の職務の遂行に係る情報であり、当該職務遂行の内容に係る部分であるから、法5条1号ただし書ハに掲げる情報に該当し、同条1号に該当しない。

また、当該部分を公にしても、上記イで諮問庁が説明するような当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、当該部分は、法5条6号柱書きにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 連絡先（内線番号）について

別表の番号2に掲げる不開示部分には、起案者の連絡先（内線番号）が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 個人に関する情報について

別表の番号3に掲げる不開示部分には、別件開示請求に係る開示請求者の氏名、印影、郵便番号、住所及び電話番号が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

防官文第13218号(2023.5.23-本本B352)にかかる決裁関連文書の全て。

2 本件対象文書

開示請求に係る開示・不開示の通知に係る決裁文書(B352)(令和5年6月21日)

3 開示すべき部分

- (1) 2枚目の「決裁・供覧欄(別紙)」の欄の上から6行目, 8行目, 10行目, 12行目, 14行目, 16行目, 18行目, 20行目及び22行目のうち, 決裁者等の処理の状態に係る部分
- (2) 10枚目の「決裁・供覧欄」の欄の上から8行目, 10行目及び12行目のうち, 決裁者等の処理の状態に係る部分
- (3) 11枚目の「決裁・供覧欄(別紙)」の欄の上から2行目, 4行目, 6行目, 8行目, 10行目, 12行目, 14行目, 16行目, 18行目, 20行目, 22行目, 24行目, 26行目, 28行目及び30行目のうち, 決裁者等の処理の状態に係る部分

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目， 2 枚目， 1 0 枚目 及び 1 1 枚目のそれぞれ一 部（1 枚目及び 1 0 枚目の 連絡先欄を除く。）	個人に関する情報であり，これを公に することにより，個人の権利利益を害 するおそれがあるとともに，国の機関 が行う行政事務に関する情報であり， これを公にすることにより，行政事務 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ があることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱 書きに該当するため不開示とした。
2	1 枚目及び 1 0 枚目のそれ ぞれ連絡先欄	国の機関が行う行政事務に関する情報 であり，これを公にすることにより， 偽計等の対象とされ，緊急時あるいは 必要な部外との連絡・調整に支障を来 すなど，行政事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示と した。
3	5 枚目， 8 枚目及び 1 7 枚 目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，特定の個人 を識別することができ，又は特定の個 人を識別することはできないが，これ を公にすることにより，なお個人の権 利利益を害するおそれがあることか ら，法 5 条 1 号に該当するため不開示 とした。